

平成28年度第1回越前町地域公共交通会議

日時：平成28年6月2日(木)

午後1時30分から

場所：越前町役場 別館2階大会議室

会 議 次 第

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 会長および副会長の選任について
 - (2) 平成27年度コミュニティバスおよび路線バスの状況について
 - (3) 越前町地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
(地域公共交通確保維持改善事業 H28年6月末提出予定)
4. その他
5. 閉会

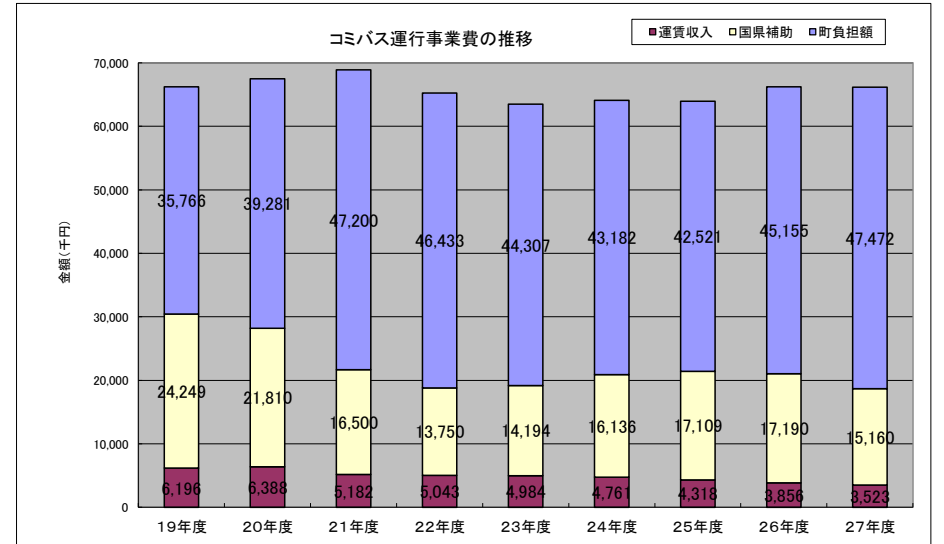
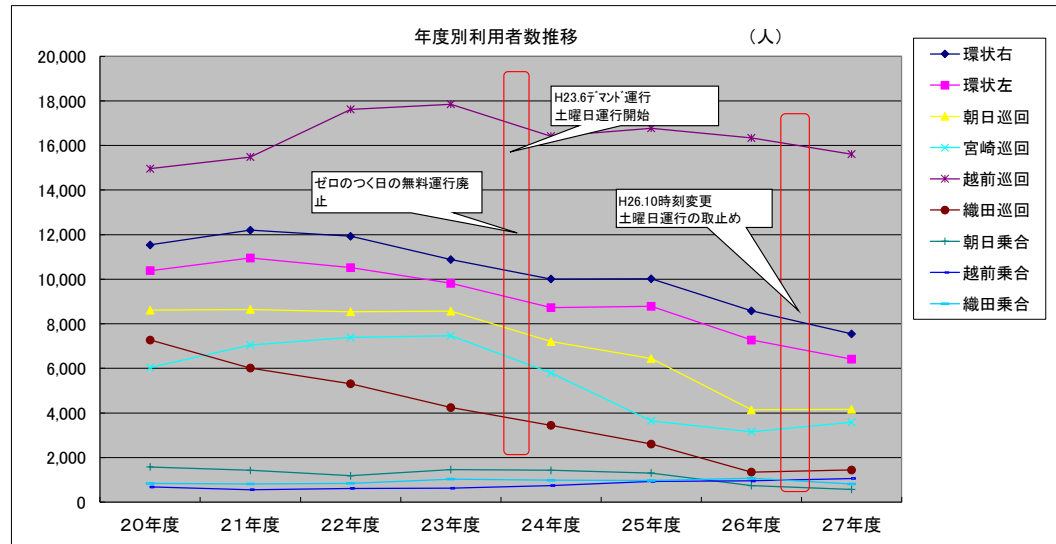
コミュニティバスの状況

ルートごとの利用者数の推移

(単位:人)

ルート	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	平成26年度 (308日間)										26年度	平成27年度 (308日間)										27年度					
	203日間	254日間	256日間	257日間	257日間	299日間	(307日)	(308日)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(308日)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
	(26日)	(27日)	(25日)	(27日)	(27日)	(25日)	(27日)	(26日)	(27日)	(26日)	(24日)	(24日)	(24日)	(26日)	(308日)	(26日)	(27日)	(25日)	(27日)	(27日)	(25日)	(27日)	(26日)	(24日)	(24日)	(24日)	(26日)	(308日)							
環状 右	8,290	11,536	12,200	11,926	10,881	10,011	10,018	9,584	800	743	714	791	694	745	799	719	601	611	679	684	8,580	728	657	627	687	612	592	686	605	592	545	587	628	7,546	
環状 左	7,486	10,386	10,952	10,519	9,815	8,724	8,784	8,172	676	603	598	671	517	624	691	624	552	551	587	576	7,270	642	511	536	569	484	530	630	513	509	484	488	518	6,414	
朝日巡回	6,289	8,609	8,648	8,543	8,565	7,201	6,441	5,648	362	351	338	382	292	327	347	364	335	327	315	399	4,139	392	327	335	348	366	369	360	304	340	297	374	351	4,163	
宮崎巡回	4,632	6,040	7,048	7,388	7,463	5,790	3,648	3,076	205	253	218	338	192	226	253	257	256	322	314	321	3,155	281	271	300	381	298	309	305	283	299	273	310	271	3,581	
越前巡回	10,491	14,959	15,485	17,623	17,854	16,419	16,776	16,844	1,400	1,431	1,392	1,536	1,446	1,371	1,449	1,274	1,258	1,292	1,181	1,309	16,339	1,413	1,333	1,328	1,534	1,417	1,382	1,306	1,137	1,143	1,054	1,201	1,367	15,615	
織田巡回	6,298	7,270	6,014	5,310	4,241	3,445	2,604	1,718	123	110	74	100	91	95	105	105	115	117	109	142	166	1,347	148	104	129	120	109	108	133	107	147	116	109	110	1,440
朝日乗り合い	1,026	1,579	1,425	1,180	1,460	1,425	1,307	970	54	52	68	75	53	73	68	51	54	69	56	67	740	64	66	45	61	49	44	48	33	36	39	45	40	570	
越前乗り合い	481	677	559	617	622	743	930	1,003	79	66	74	92	62	66	92	98	88	58	100	75	950	78	78	78	87	70	95	87	80	83	94	114	118	1,062	
織田乗り合い	784	835	815	844	1,034	980	969	983	92	94	97	114	76	81	98	77	82	91	74	89	1,065	77	61	82	85	64	71	75	60	62	56	49	71	813	
合計	45,777	61,891	63,146	63,950	61,935	54,738	51,477	47,998	3,791	3,703	3,573	4,099	3,423	3,608	3,902	3,579	3,343	3,430	3,448	3,686	43,585	3,823	3,408	3,460	3,872	3,469	3,500	3,630	3,122	3,211	2,958	3,277	3,474	41,204	

1



路線バスの状況

ア 平均乗車密度と路線バス維持支援補助金

<京福バス>

路線名	起点～終点	平成 26 年度 (H25. 10～H26. 9)		平成 27 年度 (H26. 10～H27. 9)		比較増減 (27 年度－26 年度)	
		平均乗車 密度 (人)	町補助金 (千円)	平均乗車 密度 (人)	町補助金 (千円)	平均乗車 密度(人)	町補助金 (千円)
西田中宿堂線(国)	天王～福井駅	5.0	0	5.0	0	0	0
茶崎線 (国)	水仙ランド～福井駅	3.5	554	3.5	541	0	△13
清水西田中線(県)	天王～プラント3	0.2	2,399	0.2	2,290	0	△109
清水織田線(県)	織田～プラント3	0.2	8,795	0.2	8,579	0	△216
西田中宿堂線(町)	天王～宿堂	0.2	3,184	0.2	3,085	0	△99
西田中宿堂線(町)	天王～ハツ俣	0.8	2,308	0.8	2,250	0	△58
ほやほや西田中(県)	天王～プラント3		294		595		301
ほやほや織田(県)	織田～プラント3		873		959		86
ほやほや茶崎(県)	水仙ランド～若杉		774		576		△198
合 計			19,181		18,875		△306

<福鉄バス>

路線名	起点～終点	平成 26 年度 (H25. 10～H26. 9)		平成 27 年度 (H26. 10～H27. 9)		比較増減 (27 年度－26 年度)	
		平均乗車 密度(人)	町補助金 (千円)	平均乗車 密度(人)	町補助金 (千円)	平均乗車 密度(人)	町補助金 (千円)
武生越前海岸線(国)	かれい崎～越前武生	4.1	3,869	4.1	4,470	0	601
福浦線 (国)	かれい崎～田原町	4.6	1,344	4.6	786	0	△558
鯖浦線 (国)	かれい崎～神明	4.3	1,346	4.3	1,412	0	66
鯖浦線 (国)	織田～神明	2.2	8,938	2.3	9,067	0.1	129
安養寺線(県)	越前岬～越前武生	5.0	485	5.0	490	0	5
合 計			15,982		16,225		243

※ 平均乗車密度：始点から終点まで平均して常時バスに乗車している人数

【路線バスの維持対策】

イ 高齢者の運賃補助

70歳以上の高齢者と心身障がい者が、町内区間に限り1乗車100円で乗車できるよう路線バス運賃補助券1枚につき400円を京福バスと福鉄バスに補助 (単位：千円)

補助先	平成26年度 (H26.4~H27.3)	平成27年度 (H27.4~H28.3)	比較増減 (27年度-26年度)	摘要
京福バス	307	238	△69	
福鉄バス	9,420	8,420	△1,000	
合計	9,727	8,658	△1,069	

ウ 通学定期券の購入補助

高校生等の通学定期券(往復)代金1ヶ月につき1,000円を通学定期券購入の保護者に補助(平成23年4月から越前地区は加算額有) (単位：千円)

学校名	平成26年度 (H26.4~H27.3)	平成27年度 (H27.4~H28.3)	比較増減 (27年度-26年度)	摘要(延べ人数)
丹生高校	553	965	412	H26: 17人 H27:30人
その他	1,422	1,442	20	H26: 85人 H27:88人
合計	1,975	2,407	432	

路線バスの維持対策集計

(単位：千円)

項目		平成26年度	平成27年度	比較増減 (27年度-26年度)
ア 路線バス維持 支援補助金	京福バス	19,181	18,875	△306
	福鉄バス	15,982	16,225	243
	小計	35,163	35,100	△63
イ 高齢者の運賃補助	9,727	8,658	△1,069	
ウ 通学定期券の購入補助	1,975	2,407	432	
小計	11,702	11,065	△637	
合計	46,865	46,165	△700	

生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係)

平成28年6月 日
福井県越前町
町長 内 藤 俊 三

0. 生活交通確保維持改善計画の名称	
越前町地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>越前町は市街地が分散しており、小規模な集落が田園や中山間地域に多く点在している。人口は年々減少傾向にあり、全国動向と同様に、少子高齢化が進展し、高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯の増加が見込まれている。</p> <p>このような状況の中、町内の公共交通網は、福井市や鯖江市・越前市などの周辺都市部へ通じる幹線交通である路線バス（京福バス・福鉄バス）を軸に、町内を巡回するコミュニティバス、乗合タクシーにより構成されている。これらの公共交通は、周辺都市部への通勤・通学のみならず、交通弱者にとっては病院や商業施設などへの唯一の交通手段として機能している。また、町内を巡回するコミュニティバスや乗合タクシーは、町内温泉施設や公共施設への移動手段と同時に、幹線交通に通じる重要な支線の役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、路線バスは、少子化やマイカーの普及による利用者の減少に伴い、年々赤字額が増加しており、赤字補填に伴う行政負担も多額なものとなっている。コミュニティバスについては、運行開始以来微増を続けていた利用者数も、21年度をピークに減少に転じた。</p> <p>住民の利便性とコストのバランスに配慮しながら、公共交通の利便性向上と地域住民の生活交通手段確保を図るため朝日・宮崎・織田の各地区巡回ルートにデマンド運行方式を用いた路線確保・維持策を展開していくことが必要である。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
平成29年度	
年間目標利用者数	朝日地区巡回ルート4, 100人、宮崎地区巡回ルート3, 500人 織田地区巡回ルート1, 400人
目標乗合率	朝日地区巡回ルート3, 9人、宮崎地区巡回ルート2, 6人 織田地区巡回ルート2, 5人
平成30年度	
年間目標利用者数	朝日地区巡回ルート4, 100人、宮崎地区巡回ルート3, 500人 織田地区巡回ルート1, 400人
目標乗合率	朝日地区巡回ルート3, 9人、宮崎地区巡回ルート2, 6人 織田地区巡回ルート2, 5人
平成31年度	
年間目標利用者数	朝日地区巡回ルート4, 100人、宮崎地区巡回ルート3, 500人 織田地区巡回ルート1, 400人
目標乗合率	朝日地区巡回ルート3, 9人、宮崎地区巡回ルート2, 6人 織田地区巡回ルート2, 5人

(2) 事業の効果
朝日・宮崎・織田地区巡回ルートを維持することにより、交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的で利便性の高い運行体系が実現できる。さらには、外出の促進による地域経済及び地域の活性化にもつながる。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付
5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3 回以上で足りると認めた系統の概要【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準 ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
8. 車両の取得に係る目的・必要性【 <u>車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする 場合のみ</u> 】
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【 <u>車両減価償却費等国庫補助金を受けよ うとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
(2) 事業の効果
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【 <u>車両減価償却費等国庫 補助金を受けようとする場合のみ</u> 】

10-2. 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等国庫補助金部分）に要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】					
〇〇年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
11. 協議会の開催状況と主な議論					
平成28年6月2日 生活交通確保維持改善計画について合意					
12. 利用者等の意見の反映					
公共交通会議や地元自治会および乗降調査による利用者の意見として、コミュニティバスの利便性を向上して欲しいとの声が多かったため、前年度に引き続き、コミュニティバスと路線バスとの乗り継ぎダイヤの改善等、交通結接機能の強化に重点を置く計画とした。					
13. 協議会メンバーの構成員					
関係都道府県	福井県 総合政策部 交通まちづくり課				
関係市区町村	福井県 越前町役場 企画財政課				
交通事業者・交通施設管理者等	京福バス(株)、(社)福井県バス協会、(社)福井県タクシー協会、福井県交通運輸産業労働組合協議会、丹南土木事務所、鯖江警察署交通課				
地方運輸局	中部運輸局福井運輸支局				
その他協議会が必要と認める者	福井県立大学准教授、町議会議員、町身体障害者協会、利用者代表等				

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

(所属) 福井県越前町役場 企画財政課

(氏名) 佐々木 貴久

(電話) 0778-34-8702

(e-mail) ta-sasaki@town.echizen.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成 29 年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
福井県 越前町	朝日自動車(株)	(1) 朝日地区巡回ルート(平日)	671.0	671.0		デマンド型	①	福井鉄道鯖浦線、福浦線、京福バス西田中宿堂線、西田中バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	ニュー交通観光(株)	(2) 宮崎地区巡回ルート(平日)	267.0	267.0		デマンド型	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線、織田バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	福井車輛運送(株)	(3) 織田地区巡回ルート(平日)	393.0	393.0		デマンド型	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線、織田バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				1,331					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				1,331	国庫補助 上限額 (千円)		7,564		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成 30 年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
福井県 越前町	朝日自動車(株)	(1) 朝日地区巡回ルート(平日)	671.0	671.0		デマンド型	①	福井鉄道鯖浦線、福浦線、京福バス西田中宿堂線、西田中バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	ニュー交通観光(株)	(2) 宮崎地区巡回ルート(平日)	267.0	267.0		デマンド型	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線、織田バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	福井車輛運送(株)	(3) 織田地区巡回ルート(平日)	393.0	393.0		デマンド型	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線、織田バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				1,331					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				1,331			国庫補助 上限額 (千円)	7,564	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成 31 年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
福井県 越前町	朝日自動車(株)	(1) 朝日地区巡回ルート(平日)	673.0	673.0		デマンド型	①	福井鉄道鯖浦線、福浦線、京福バス西田中宿堂線、西田中バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	ニュー交通観光(株)	(2) 宮崎地区巡回ルート(平日)	268.0	268.0		デマンド型	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線、織田バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	福井車輛運送(株)	(3) 織田地区巡回ルート(平日)	391.0	391.0		デマンド型	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線、織田バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				1,332					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				1,332			国庫補助 上限額 (千円)	7,564	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

○越前町地域公共交通会議設置要綱

平成19年5月30日訓令第10号

改正 平成22年3月25日訓令第5号

平成23年3月25日訓令第7号

平成24年10月31日訓令第28号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、越前町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員21名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 越前町長又はその指名する者
- (2) 福井県知事又はその指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人福井県バス協会
- (5) 社団法人福井県タクシー協会
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 福井運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1名を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。

(協議が調った事項の軽微な変更等)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、次に掲げる軽微な変更等は、交通会議での協議を省略することができる。

- (1) 停留所の名称の変更
 - (2) ルートの変更を伴わない停留所の新設、廃止、位置変更等
 - (3) 停留所の新設、廃止を伴わないルートの変更
 - (4) 第2号又は前号の変更等に伴う部分的な運行時刻の修正
- 2 前項の規定により軽微な変更等を行ったときは、次の会議においてこれを報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成22年3月25日訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月31日訓令第28号）

この訓令は、平成24年11月1日から施行する。